

便利です！

電子納付を利用

しよう！



～インターネット等でらくらく入金～

高松家庭裁判所事務局会計課経理係

保管金の電子納付について

電子納付とは、保管金をインターネットバンキングや電子納付対応のATMなどを用いて納付することです。

◎ 電子納付を利用するとこんなに便利！

- * 原則24時間365日、いつでもどこからでも納付できます。
- * 電子納付を行うと、裁判所へ保管金提出書を提出する必要がなくなります。
- * 振込手数料は原則無料です。
- * 還付金が発生した場合、自動的に振り込みされます。

～詳しくは裏面をご覧ください～



見本

保管金提出書 (兼還付請求書)		管理番号 第 050-066-*** 号
		受入年月日 令和 年 月 日
種目	家事予納金	主任書記官印 保管書記官 高松 一郎 印
事件番号	令和4年(家)第 *** 号	
金額	百 十 千 百 十 万 千 百 十 円	
	¥ 2 0 0 0 0 0	
※提出年月日	令和 4 年 3 月 1 日	
住所	〒760-0029 高松市丸亀町□-□-□□	
電話	087 (***) ***	
フリガナ	ショウドシマ ハナコ	
印		

ページマーク
このマークのある金融機関のATMで電子納付ができます。

収納機関番号, 納付番号, 確認番号
電子納付をするためには、これらの番号が必要になります。

以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号を入力してください。電子納付は、従来の納付方法に加え、ATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付を行うことができます。

収納機関番号	001**	納付番号	1001-***-****	確認番号	6007-**
--------	-------	------	---------------	------	---------

お問い合わせ先

〒760-8585

高松市丸の内2番27号

高松家庭裁判所事務局会計課経理係

087-851-1892 (直通)

電子納付の流れ

① 利用者登録（事前登録）をしましょう。

電子納付を利用するには、あらかじめ利用者登録をしてください。利用者登録をするには「電子納付利用者登録申請書」により申請をする必要がありますので、まず、会計課経理係にお問い合わせください。利用者登録をすると、「登録コード※」が付与されます。

※ 「登録コード」は、全国の裁判所で共通して利用できます。ただし、登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、登録コードが抹消されます。

※ 「電子納付利用者登録申請書」は、裁判所ウェブサイトからも入手することができます。

② 電子納付を希望する旨を告げてください。

電子納付を希望する場合には、保管金提出書の交付前に「登録コード」を担当書記官に告げてください。電子納付に対応した保管金提出書をお渡しします。

③ さあ、電子納付をしましょう。

インターネットバンキング、Pay-easy〔ペイジー〕対応のATM等を利用して、原則として24時間365日電子納付をすることができます。その際には、お渡しした保管金提出書に記載された収納機関番号等が必要になります。

便利になる点

① 保管金提出書の提出は不要となります。

電子納付をした保管金については、裁判所へ保管金提出書を提出する必要はありません。

② 電子納付する場合には、原則として手数料がかかりません。

電子納付では、手数料は原則必要ありません(ただし、金融機関によっては必要となる場合もあります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。)

③ あらかじめ登録した銀行口座に還付されます。

電子納付をした保管金について、事件が終了したなどの理由により残金が還付される場合、利用者登録時に指定した銀行口座に自動的に振り込まれます。

ご注意ください！

★ 開庁日の午後5時以降や閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで））に電子納付した場合は、通常、裁判所が納付を確認した後に行う事務の取扱いが、電子納付をした日の翌開庁日午前9時以降となります。

★ 今までどおり、裁判所会計課窓口での納付や裁判所の当座預金口座への振込による納付もできます。

★ Pay-easy〔ペイジー〕についての詳しい内容やPay-easy〔ペイジー〕をご利用いただける金融機関等のご確認は、Pay-easyのHP

(<http://www.pay-easy.jp/>)をご確認ください。

